

平成 30 年 10 月 11 日

事業主 各位

東京都報道事業厚生年金基金
代表清算人 高田 誠
(公印省略)

厚生年金基金解散の認可について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、過日ご案内のとおり、当基金は 7 月 25 日に開催された代議員会で議決を行い、厚生労働大臣に認可申請書を提出しておりましたが、このたび平成 30 年 9 月 30 日付の解散が認可されました。今後、当基金は清算業務を行って参ります。

つきましては、当基金の解散に伴う掛金及び従業員の皆様の年金の今後のお取扱いにつきまして、下記のとおりあらためてご連絡申し上げます。

末筆ながら、当基金の運営にご協力、ご支援を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

敬具

記

1. 掛金の納付について

当基金への払込みは、平成 30 年 9 月分（平成 30 年 10 月 31 日納期分）までとなりますのでご留意ください。

2. 基金解散後の手続きについて

(1) 日本年金機構（年金事務所）への手続きについて

解散にかかる事務手続きで、貴事業所で日本年金機構へ行っていただくものはありません。

(2) 基金への届書関係について

- ① 加入員が解散認可日（9 月 30 日）前日の 9 月 29 日までに事業所を退職している場合、加入員資格喪失届を当基金までご提出ください。
- ② 過去（平成 30 年 9 月以前）に遡って記録を訂正する必要がある場合、当基金までご連絡ください。
- ③ 現在も国と基金の記録突合作業は続いておりますので、基金から貴事業所へお問合せをさせていただくことが考えられます。その際にはご協力をお願いいたします。

3. 従業員の年金給付について

厚生年金基金の解散に伴い、国の年金部分（国からの代行部分）は、国に引き継がれることとなります。

将来、従業員の皆様が国の老齢厚生年金等を受けられるようになったとき（現在、すでに老齢厚生年金を受給されている方は、平成30年10月分から）、国の支給基準に基づき、国から支給されることとなります。

4. 当基金発行の加入員証と年金証書について

当基金発行の加入員証及び年金証書の有効期間は解散認可日までとなります。しかし、今後も、当基金へのお問合せ等の際には、加入員番号が必要となりますので、当面の間は保管していただきますよう加入員の皆様にお伝えください。

5. 清算業務について

今後、基金は清算業務を行います。残余財産の分配については別添資料「残余財産の分配にかかる今後の予定及び手続きの概要」をご覧ください。

なお、平成31年4月頃、解散認可日に在籍されていた基金加入員の方の住所提供依頼を予定しておりますので、ご協力願います。

※平成30年9月30日以降に退職される従業員の方が、退職後、分配金のお支払いまでに住所や氏名などを変更された場合は、基金へもご連絡いただくよう、退職される従業員の方へご案内ください。

6. 分配金を他制度へ持ち込む事業所様へ

分配金を他制度（DB・DC・中退共）へ持ち込む際の当基金への交付申出期限が変更になりました。これまでのご案内では、交付申出期限が平成32年3月頃でしたが、平成31年10月頃までとなります。不都合がございましたら個別に当基金までご相談ください。

以上

<お問合せ先>

報道事業企業年金基金

住 所：東京都中央区築地 7-6-1 HK ビル 5階

電 話：03-6264-7850